

「『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正について」
(法令解釈通達)の概要

租税特別措置法通達については、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)等の施行により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

1 事業所得等の特例(措法10等)の改正に伴う整備

事業所得等の特例の改正に伴い、租税特別措置法通達(法人税関係)の取扱いに準じた所要の整備を行う(措通(所)10-2等)。

2 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。